

第 64 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2017 年 2 月 24 日 15:00～17:15

◆会場：財務省 4 階第 1 会議室

◆議題

NGO 提案議題

1. モザンビークの債務問題と円借款供与方針(2016 年 6 月、9 月協議会フォローアップ)と JBIC・IFC・AfDB によるモザンビーク炭鉱関連インフラ開発事業への融資について
2. 国際的な税への取組みと途上国における国内資金動員の強化について
3. IDA 第 18 次増資会合のポイントと日本政府としての対応方針
4. ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業 (IDA、IBRD、MIGA、ADB) の「持続的開発モデル」としての課題について
5. 国際協力銀行 (JBIC) 及び国際協力機構 (JICA) の石炭火力発電に関する方針とダリパリ及びタンダ石炭火力発電事業 (インド) への検討状況について
6. インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業の既存の問題解決と拡張計画に係る JBIC の環境社会配慮確認について

◆参加者

財務省側

1. 土谷昇浩 (国際局 開発機関課長)
2. 徳田修一 (大臣官房参事官 国際局担当)
3. 松本千城 (国際局 開発機関課 課長補佐)
4. 山下直樹 (国際局 開発機関課 課長補佐)
5. 牧野正春 (国際局 開発機関課 課長補佐)
6. 米山泰揚 (国際局 開発政策課 開発企画官)
7. 高間華代 (国際局 開発政策課 課長補佐)
8. 富田まゆみ (国際局 開発政策課 課長補佐)
9. 奥田達生 (国際局 開発政策課 課長補佐)
10. 織田史郎 (国際局 開発政策課 課長補佐)
11. 池田洋一郎 (主税局 参事官室 参事官補佐)
12. 関根宏樹 (国際協力銀行)
13. 朽木隆弘 (国際協力銀行)
14. 花形峻 (国際協力銀行)

NGO 側

1. 高橋清貴 (日本国際ボランティアセンター)

2. 秋本陽子 (ATTAC Japan)
3. 大野容子 (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
4. 田中沙也加 (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
5. 木口由香 (メコン・ウォッチ)
6. 東智美 (メコン・ウォッチ)
7. 遠藤諭子 (メコン・ウォッチ)
8. 鈴木康子 (気候ネットワーク)
9. 田丸敬一郎 (DPI 日本会議)
10. 開裕香子 (世界銀行東京事務所)
11. 古沢広祐 (JACSES)
12. 足立治郎 (JACSES)
13. 遠藤理紗 (JACSES)
14. 田辺有輝 (JACSES)
15. 山澤宗市 (JACSES)
16. 佐久川綺帆 (JACSES)
17. 土屋美晴 (JACSES)

議題 1: モザンビークの債務問題と円借款供与方針 (2016 年 6 月、9 月協議会フォローアップ) と JBIC・IFC・AfDB によるモザンビーク炭鉱関連インフラ開発事業への融資について

高橋 :

この議題は大きく 2 つに分かれている。ひとつがモザンビークの債務問題と円借款供与方針。2 つ目が JBIC・IFC・AfDB によるモザンビーク炭鉱関連インフラ開発事業への融資について。時間も限られており、財務省でも質問は読まれていると思うのでご回答をまずは頂きたい。

モザンビークの債務問題は昨年 3 月から始まって今回で 4 回目になる。毎度丁寧な回答を頂き感謝している。その上で、なぜ今回議題にしたかと言うと、状況が流動的で変わって来ているためである。つまり、深刻化している状況の中で改めてお聞きしたいということだ。

この問題の見方としては、3 つの切り口がある。1 点目が判断の妥当性と根拠についての理解。デフォルトが明らかになっている状況も含めて深刻な債務状況について、どのように判断するのか。その妥当性と根拠について、財務省のお考えを聞きたい。2 点目は事態の切迫性である。何らかのドラスティックな対応を取るべき事態の切迫性をどう評価しているか。3 点目は、債務の問題は単にマクロ経済の問題だけでなく、住民の生活にも影響を及ぼすことの意味。経済的な意味だけでなく、政治的な意味、社会的な混乱も含めて状況が悪化する中で、ある種のリスクヘッジをどう取るのか。この 3 つの観点から、改めて財務省のお考えを伺いたい。

とりわけガバナンスの問題が重要だ。前回も米山さんから、判断として CPIA を使っているとの話があっ

た。カントリーリスクについて様々な指標があるが、例えば OECD のカントリーリスク専門家会合から 2 月に出されたリスク評価を見ると、モザンビークは一番最低限になっている。Coface などのいくつかの指標を見てもカントリーリスクが高まっている状況がある。書かせて頂いた質問をベースに財務省から返答頂き、その後、こちらからコメントする形で議論を深めたい。

MOF 米山：

本件はご紹介あったように何度も議論させて頂いている大事な課題だと思う。モザンビークの見方について、私どもと皆様の間で基本的な認識はほぼ同じだと思う。ここまで債務が悪化している国はなかなかない。いろいろな指標があるが、どのような見方をしてもひどいことには変わりはない。いくつか資料を用意させて頂いている。細部には入らないが、現在、彼らの債務がどれだけあるのかについては、まさにそこが問題で、国際的な監査が入っている。その監査の結果を待つまでもなく悪いのは間違いない。彼らが発表している資料の中でも GDP 比で 130%に達している。130%で終わりなのか、判断する立場にないが、すでに 130%あることは間違いなく、アフリカの中で最悪なので、最悪であることは事実としてある。したがって、セレクトティブ・デフォルトであることはその通りだと思う。

ここ最近になって債務の状態が悪化したが、隠していたものも含めて、このような状況が発覚するに従ってモザンビークに対する信用力が下がっていった。同時に資源価格も、ここ最近は少し持ち直しているが、大きく落ちている。この 2 つが大きな要因となって為替が下落し、さらに債務が悪化した。輸入物価が急激に上がっていった。南アフリカから食料を輸入しているので、南アフリカの通貨も米ドルに対して下がっているが、モザンビークの通貨はそれ以上に激しく下がっている。特に食料価格が上がって、多くの人々の生活をさらに厳しくしている。政治的にも不満の動きが高まっている。

いくつか質問を頂いているので、回答のサマリーを申し上げる。債務についてどのような指標を見るのかだが、どこの機関も IMF のデータベースを見る。IMF を設立する条約において、各国は経済指標を IMF に提出しなければならないので、基本はそれを見て判断している。その数字は今回の資料の中に入れてあるが、その数字に基づき、IMF と世銀によって Debt Sustainability Analysis が行われ、その結果が年 1 回、国によっては 2 年に 1 回出ている。それをひとつの判断材料として見る。必ずしも 100%決めるわけではないが、基本はそこを見る。

何度も議論させて頂いているが、状況は非常に悪化しているので、ここ最近は新規の円借款供与は行っていないし、前回の会議の後も新規の借款の供与は行っていない。最後に供与されたのが 2015 年 6 月である。IMF のプログラムが入ったのが 2016 年 4 月で、その後債務の問題が発覚したので、4 月に IMF が止まった。世銀が 2015 年 12 月に最後の一般財政支援の供与を行ったが、これも 4 月、5 月にかけて、一般財政支援を止めている。

教訓があればとのことだが、債務が 100%を超えるようになってしまったのは極めて遺憾だと思う。HIPCs という大きな枠組みがあり、その後 MDRI の動きもあって、先進国の動きも含め彼らの債務は大幅に軽減された歴史がある。HIPCs は 2004 年だったかと思うが、それによってものすごく身軽になった

はずが、そこから10年ちょっとで130%にまで来たことは、遺憾であるとは言いようがない。債務の数字が悪くだけでなく隠していた事実もあり、合わせて遺憾である。このようなことが頻発されては困るので、天災などで債務が悪化するのには仕方がないが、そうでなくて悪化するのはいくつか話だ。そういうことが起きないように Debt Sustainability Analysis (DSA) の枠組みを入れたが、必ずしもそれが有効に機能していなかった。本来であれば DSA を入れたことによって問題が発生しかけていたとのアラートが出るべきだった。出ていなかったわけではないが、必ずしも実際に役に立っていなかった。130%まで来てしまったので、まさに今見直しが行われているが、こういった事態が再発することがないように、どういう点を見直すかを考えるべきだと思っている。

高橋：

共通の認識があるとおっしゃって頂いたのは、私たちとしても非常にありがたい。ここで1点だけお聞きしたい。これは難しい問いで、ここだけで解決できるわけではないかもしれないが、状況の悪化を受けて円借款を停止しているとのことだが、サスペンドに近いものと理解している。逆に言うと、どのような改善があれば再開するのか。今あったように非常に構造的な問題がある。第1次産品に依存している状況の中で、道路が未整備で資源価格が上がらない状況があり、経済の回復の見通しが見えない中、政治的にも緊張感が高まっている。良い方向が見渡せない。どうなれば円借款の再開をすると考えているのか。再開の可能性から見た判断基準についてご説明を頂けるとありがたい。

MOF 米山

なかなか難しい問いだ。モザンビーク当局がどのように考えているかが重要になる。モザンビークの財務省が2016年10月にロンドンで民間債権者を集めて債権者会議を行った。この資料を見ると、2016年10月の段階で彼らがどのようなことを考えていたかが分かる。要約して申し上げますと、彼らが言いたいことは2つあり、1点目は監査をしっかり進めていくとのこと。2点目は債務の状態が極めて悪化しているので、民間債権者の協力を得て改善したいとのこと。この2つを行うことによって2016年2月に停止されてしまったIMFのプログラム再開に繋げていきたいとのこと。これが彼らの考えているシナリオなのかと思う。その後どうなったかと言うと、監査については年末から始まって3か月の予定とのこと、もともとは今年2月に終わる予定だったが、報道ベースによると2月には終わらず、延びているとのこと。中間報告があるわけではないのでどうなっているか分からない。しかし、当初予定していた3か月では終わらないが、3月には完了するとのことなので、ある程度は進捗しているのかもしれない。

2点目の、IMFのプログラムの再開に向けて、民間債権者の協力を得て債務を減らす話については、全然進んでいない。資料の中に10月の会議で配られたものがある。ここでは今年の1月にはすべての問題が解決してIMFのプログラムが再開されるシナリオになっているが、もう2月が終わろうとしている。IMFのミッションが何度かモザンビークに入っているが、プログラムができるような状況にはなっていない。民間債権者は、なぜ債務削減という話になっているのかよく分からないと言っている。彼らの予定では、11月か12月に何度か債権者集会を開いて協力を求めて、協力を得て、それで債務が目減りされている。しかし実際そうになっていないので、この債務の問題については見通しが立っていない。円借款と言われても、前回お話ししたところからさして変わっていない。

高橋：

時間もないので続いて石炭の話をお願いしたい。

MOF 米山：

石炭の話をする。このプロジェクト自体はいくつかのコンポーネントに分かれていて、ご指摘の JBIC、IFC、アフリカ開発銀行がファイナンスする部分は石炭を掘る話ではない。石炭を掘っているサイトはすでにある。さらにそのサイトは内陸部にあるので、海まで持って来て外国に輸出して、輸出の収入を得ることになる。このプロジェクトでは、掘るところではなく、海までの鉄道を整備することと輸出をするための港を作ることになる。歴史があるプロジェクトで、工事自体はほぼすべて終わっているはずである。若干残っているものがあるとすれば、継続的なモニタリング。線路自体の幅はそれ程ないが、一部都市部を貫いているところもある。農村部でも影響を受けた方々がいるので住民移転が発生している。移転された後どうなったか、移転が国際的なスタンダードに即した形で行われたか、継続的なモニタリングをしなければいけない状況である。工事は終わっているが、費用をバーレという国際的なマイニング会社が一時的に立て替えた形になっている。この立て替えた資金を誰かが払わなければならない。そこに三井物産が入って来て、日本とブラジルの共同プロジェクトで長期的に石炭を輸出して、その輸出収入でバーレが先行投資した部分を返済するプロジェクトになっている。

全文英訳したものはないが、かなりのものは要約されている。お手元の報告書だけでなく報告書に基づいていろいろな調査をやっている。プログレスレポートは、ほぼ全部英語で出ている。おそらく全部は印刷できていないと思うが、相当部分はこれを読むと分かると思う。さらに、EIA 概要と JBIC でどういった点を確認するかは 2 段表で資料の中に入れた。ステークホルダーが誰かとの質問を頂いているが、Stakeholder Engagement Plan があり、プランに基づいて具体的にどうということを行って来たかがわかる資料も入っている。どういうステークホルダーとこれまで接触して来たのかがお分かり頂けると思う。モザンビーク政府とマラウイ政府、沿線の住民の方々、関係している NGO など、いろいろな方々がステークホルダーとして書かれている。

経済的な悪化などもあり、ポリティカル・テンションはあまり良くない状況かと思う。一般的に治安状況を見るときに渡航情報やアメリカの State Department から出されている Travel Warning を見ると思うが、そこを見る限り、ここの渡航情報は出していない。散発的にいろいろな事態が発生していることは承知している。だが Travel Warning が出ているわけではないので、そこまで決定的にセキュリティが悪化しているわけではないかもしれない。ただ、ご指摘頂いているように、モザンビーク全般としてポリティカル・テンションの問題があることはその通りだと思う。もともと IMF が行おうとしていたプログラムでも、リスクとしてポリティカル・テンションが高まっていることはあがっていた。

モザンビークのガバナンスの状況はあまり良くないのだと思う。しばらくの間モザンビークは非常に良い国となっていたが、ここ最近ほどの指標を見てもガバナンスの状況が悪化しているのは明らか。CPI に限らず、世銀で Governance Indicator として、代表的な指標を全部まとめた統計を作っているが、い

ずれの指標でも改善する方向ではなく、むしろ悪化する傾向にあることは事実としてある。こういう状況でプロジェクトをやるにあたっては、よほど慎重にやらなければならない。融資したお金が別の目的に使われてしまう、全然関係ないことに利用されてしまうことがないように、慎重に確認しなければならない。IFCでもJBICでも真剣に見ている。資金が変な形で使われているとの具体的な情報があればぜひ教えて頂きたい。ホイッスルブローワーを通して匿名で連絡できるようにもなっている。

補足すると、ガバナンスの指標は悪くなっているが、モザンビークは Extractive Industries Transparency Initiative (EITI)に参加している。そしてEITIの Compliant Country で、石炭、ガス、石油の輸出やマイニング会社が政府にどれだけ渡しているのかについて、全部透明になっているはずである。バーレはだいぶ前から石炭を掘って輸出を開始している。毎年、アニュアルレポートが出ているので、バーレがどれだけ石炭を掘り出しているか、どれだけ輸出しているか、政府にどれだけお金が入っているか、EITIのレポートに出ている。少なくともEITIの世界の中では透明性が担保される形になっている。

高橋：

米山さんの話に対して2点ほど。1つは治安状況の悪化について、ひとつの判断材料として Travel Warning を見ているとの話だった。開発の問題を扱う時に考えるのは現場の住民である。外側から行く人間にとっての治安面を見る上では Travel Warning は有効なリスク指標かもしれない。しかし住民としてはいつ起こるか分からない不安状況に置かれている。治安リスク状況についての判断指標は改めて違う視点から必要と思うが、どう考えるか。

もう1つはポリティカル・テンションの話。ポリティカル・テンションが所与のものとしてあって、その中で事業がどう行われるか、という見方ではなく、事業そのものがポリティカル・テンションを高めていないか、むしろ原因になっていないかとの視点も大事だと思う。立ち退きに対してはステークホルダー・エンゲージメントがあるとの話だったが、様々な不安の中でそれが政治化され、ポリティカル・テンションになっていることもあると聞く。事業そのものがポリティカル・テンションを高めないかとの視点からもアセスメントが必要だと思う。もう1点追加的に言うと、この事業を単体で見るのではなく、モザンビークの他の事業も見必要がある。我田引水的にプロサバンナの話を持ち出すつもりはないが、ポリティカル・テンションを高めることに繋がっている事業もある。包括的に見る、累積的に見る、そういう視点からのアセスメントを財務省と外務省で話し合ってもらって、改めてモザンビークとどう向き合えば良いのかを考えて頂きたい。

MOF 米山：

まさにプロジェクトだけを見るのではなく、全体を見なければならぬのはご指摘の通りだと思うので、こういう場を通じて皆さんからいろいろと教えて頂けるのは貴重な機会であると思う。いずれにせよモザンビークの状態があまり良くないとの見方はまったく同じだと思うので、引き続き議論させて欲しい。

高橋：

JBICから追加的に何かあれば。

JBIC :

ご質問頂いたプロジェクトについて、鉄道で非常に長い距離を走るの、環境ガイドラインに基づいた審査を行っているし、IFC、AfDB と連携している。融資判断自体も各機関とともに進めていく。今日ご議論あった点も含めて、プロジェクトひとつひとつをしっかりと見ていきたい。

高橋 :

資料提供に感謝したい。英語の資料を出して欲しいと何度もお願いして、最終的にこういう形で出して頂きありがたい。NGOと議論することのメリットは、個別具体的な情報を聞くことができるということ。質問書に書かせて頂いた事例的な情報は有用な情報かと思う。改めてアセスメントを読ませて頂くが、私たちが知り得ている情報と比較してどうなのか、見させて頂いた上で必要に応じて改めて議論させて頂きたい。

議題 2 : 国際的な税への取組みと途上国における国内資金動員の強化について

大野 :

質問の内容について簡単に説明する。国際的な税の取組みについては、この協議会でも何度か出させて頂いた。OECD 租税委員会の京都会合も含め、様々な形で国際的な税の取組みが進んでいることを市民社会としても歓迎している。先進国間の税の取組みに加えて、途上国の開発に必要な資金をどうやって税という形で担保するかとの視点から見ている。質問に書かせて頂いた通り、昨年 12 月には税の専門家委員会が開催され、ECOSOC との特別セッションが行われたと聞いている。以前頂いた OECD 租税委員会の京都会合の資料の中にも、その他途上国への税制支援という形で出ている。

税のプラットフォームが立ち上がり、様々な取組みが開始されている。だが国連の下にある税の国際協力に関する専門家委員会には日本から専門家の参加がなかったと聞いている。どのような議論がなされているか、また専門家の参加はないけれども、日本政府としてこういった取組みの姿勢かをお聞きしたい。これが今回質問を出させて頂いた理由である。

税に関する協働のためのプラットフォームに対しても、日本政府はどのように関わっているか。一部プレゼンテーション資料が出ているが、G7 のようにコミュニケが出るわけではないので、どのように議論が進んでいるのか。お分かりになれば教えて頂きたい。

3 点目だが、提案と質問で書かせて頂いた。基本的には昨年 12 月 22 日に策定された日本の SDGs 実施指針の中にも具体的施策として、日本として途上国の税の執行に関する支援を行うことが財務省の管轄として出されていた。様々な税制の構築支援のうち、市民社会として leave no one behind の時に、いかに衡平的な税のシステムが制度設計としてなされるか。それに従って増えた税が SDGs の達成に資するような形で拠出されるのかをととても気にしていた。例えばアジスアベバの行動計画では、新たに「ソーシャル・コンパクト」という形で適切な社会保障システムを各国が設定し、適切に実施することが行動

計画に入った。税収が増加した時にアジスの「ソーシャル・コンパクト」に従って、貧困層が享受できるような、SDGs の達成に資するようなものにお金が行くよう、日本として、どう支援していくことができるか。その点を含めてお聞きしたい。

MOF 池田 :

最初のご質問だが、昨年 6 月の OECD 租税委員会の会合、年末の国連での会合、それぞれ開発についてどういった議論があったかについて簡単に紹介する。OECD 租税委員会の会合だが、いわゆる BEPS プロジェクトの実施フェーズのキックオフにあたる会合だった。BEPS プロジェクトは、多国籍企業が各国の税制の隙間や違いを利用して納めるべき税金を合法的に納めていない問題について対応するために、各国が協調して税制の調和を図ることで、国際的な課税逃れの穴を塞ぐプロジェクトである。2013 年から始まって 2 年越しで 2015 年に合意がなされ、それを実施する枠組みが昨年 6 月にキックオフした。企画フェーズの段階では参加していた国々は OECD の先進国と G20 の新興国の 46 개국だけだったが、現在それが 94 개국まで拡大している。94 개국の中には多くの途上国が入っている。例えばアフリカのセネガルやナイジェリアが BEPS プロジェクトの実施フェーズ枠組みに入るだけではなく、運営委員会のメンバーにも入っている。

京都の会議では、BEPS プロジェクトがなぜ途上国にとって大事かを協議した。理由は多くの途上国は法人税に依存する割合が高いので、法人税が抜けると SDGs 実施もままならない。こういった問題に対応しなければならない。税制を国際的なスタンダードに合わせることによって、税の執行の予測可能性が高まって、ひいては投資環境の整備に役立つ。国内企業にとっても外資にとってもまっとうなビジネスが行いやすい環境に繋がる。このような意義を確認した上で、実際に何をやらなければならないかを共有した。最低限やらなければならないことがいくつかあるが、急に入ってきた途上国が先進国と同じようなペースではできないので、実施のタイミングを遅らせる措置をとる。併せて、OECD が中心になって専門家を派遣することによって、あるいはリージョナル機関、アフリカであれば African Tax Administration Forum といった地域機関と連携しつつ、必要な Technical Assistance を提供することが議論された。

途上国が直面する税と開発における税制執行に関する課題は BEPS に限ったことではなく、BEPS は国際課税なので応用問題になる。もっと基本的な問題に対して関連の国際機関が連携して支援を実施できるよう Platform for Collaboration on Tax の立ち上げがアナウンスされた。構成機関としては IMF、世銀、国連、OECD で、それぞれの比較優位がある。それぞれ既存のプログラムもある。それぞれの比較優位を生かしながら連携し、情報共有する。何がうまくいって何がうまくいかなかったのか。こういった教訓を共有することが、効果的な税分野での支援を実施する上で必要不可欠であるとの問題意識の下で、この機関が立ち上がった。以上が京都会合の税と開発に関する議論の概要である。

続いて年末の国連の会合だが、私自身は参加していないが、国税庁で国際的な仕事をしている者が参加し、彼からどのような議論があったかを聞いてきた。内容としては、プラットフォームがどういう役割を担っていくか。プラットフォームを構成する 4 機関がどんな Technical Assistance や Capacity Building

プログラムを行っているか。会議によると、この 4 機関の協調を超えて、広く税と開発に関わるあらゆるステークホルダー、また途上国、先進国、国際機関、地域機関、市民社会の参加を求めながら、Global Conference を 2018 年 2 月にニューヨークの国連本部で開催する方向で検討していると。その際の主要なテーマは途上国の国内資金動員の強化、そのための税制の改善と執行の強化、この 2 つが主要テーマになるとの話があったと承知している。

2 点目に、プラットフォームが立ち上がって活動を始めているが、どんなことをやっているかについて話をする。もともと G20 で設立が促された枠組みである。各機関が協調して必要な Knowledge や Lesson を共有する、比較優位に基づいたコラボレーションを行うことを促すためのプラットフォームである。具体的には 4 つの機関が成果として、税分野の TA の効果向上に必要な提言集をまとめている。こちらはウェブサイトでも提示されている。これは昨年 7 月の G20 財務大臣会合に報告された。提言に基づいて効果を向上させる形で、税に関する支援を行っていくと。これがどれくらい出来ているのかの中間報告について、今年の G20 で提出される予定と承知している。この提言集が大きな Deliverable なものであると考える。

もう 1 つは、途上国が悩んでいる税制、あるいは税務執行上の課題について効果的に対処できるツールキットを開発する話が出ている。これは 8 つあるが、もともとは BEPS を議論している最中に、BEPS は応用問題で、多くの途上国、特に低所得国にはもう少し基本的なところが必要であると。OECD が先ほど紹介した ATAF と協働して徹底的にヒアリングして回った。その結果、いくつかの課題が出てきて、それに対してどのように対応するか、ツールキットを開発することがプラットフォームの仕事になっている。それぞれ 4 機関が役割分担、協働をしながら作っていく。例えば企業誘致のための法人税の特別措置を設ける国が多いが、うまく作らないと単に歳入だけ減って企業が来ないとか、企業にただ食いされるとか、そのような問題があるので、どうやったら効果的な租税特別措置が取れるのか。そもそも租税特別措置は歳入を長期的に増やす上で効果的なのか。これらについて IMF が分析レポートを出した。他の課題としては、途上国の中に資源歳入に依存している国がある。外資が採掘会社のオーナーになっているが、ある時にオーナーが変わってしまい譲渡益が取れるはずなのに取れないといった問題についてどうするかなど。租税条約の交渉をする時にどのように交渉に臨めば良いかも含め、これを途上国が指南書として参照できるようデリバリーするとの話がある。

日本としては、4 機関それぞれについて主要な株主であるので、非常に強く働きかけてきた。こういったプラットフォームは非常に大事である。バラバラにやっているとなかなか効果的にはならないし、ましては仲互いしては仕方がないと。日本としては支援の量の話だけではなく、質を高めるためにはこういった対話のプラットフォームが大事だろう。また、ツールキットを開発するのは良いが、国際機関と出会う限られた人に共有されていたのではもったいない状況なので、使い手である途上国の実務家や担当者をしっかり招いた形で広く普及するべきと申し上げて来た。2018 年 2 月のマルチステークホルダーによる Conference についても、我々から申し上げて来ており、それが実りつつあると理解している。

最後に 3 点目だが、日本は何を行ってきたか。開発を行うプラクティショナーとして異論はないと思う

が、ひとつはオーナーシップである。特に税は政治的な話が絡むので、ドナーがこうしたほうが良いと言っても、長期的な政治的コミットメントがなければなかなか結実していかない。オーナーシップを持ち且つ高めてもらい、それがあるところにしっかりと支援することが重要。具体的に何をするのか、どんな支援をするかと言ったときに、Supply Driven になってはいけない。テーラーメイドでやらなければいけない。同じくらいの所得レベルの国と比較して、税の執行体制のどこが強くて、どこが弱いのかを客観的に診断するところ。それに基づいて例えば戦略を作ったら良いのか、戦略はあるから具体的な税制を作ったら良いのか、執行の部分を強化するのが良いのか、執行といっても電子納税の仕組みがないのか、そもそも帳簿を付ける人が全然いないのか、汚職が多いのか、トレーニングが足りないのか、こういった問題を見極めることが必要である。テーラーメイドで客観的な診断をやって、その際にオーナーシップを確認すること。うまく支援が成功すれば、その国が長期的に支援に頼りすぎず、自らの力で SDGs に向けて国づくりを前に進める礎が出来るのだろうと。結果的に歳入も増えるかもしれないし、投資環境も整うかもしれない。こういった問題意識で多国間、二国間で長年に渡って支援を展開し、最近では規模を大きく増やしている状況にある。

二国間に関しては基本的には、国税庁の専門家を JICA の専門家としてアジア地域を中心に派遣している。昨年に関して言えば、カンボジア・インドネシア・モンゴル・ミャンマー・ベトナムという日本との繋がりが深い国々だが、国税庁の職員を派遣しているところである。カンボジアでは、そもそも中小企業を含め、記帳の制度自体が全然なかったもので、税を納めようにもいくら納めれば良いのかといったことすら、頂く方も納める方もやり方すら把握してなかった。そうした中、簡易帳簿方式が導入された。これをカンボジアの税務署職員が納税者に、それに基づいた申告書をできるように、納税者サービスの仕組みを定着させるための研修やセミナーに尽力した。

インドネシアに関しては、悩みはだいぶ違う。例えば電子的な取引が進む中でどのように消費税を捕捉できるのか、法人税はどうするのかとの課題がある。それについての国際的な議論を踏まえ、能力構築のプログラムを提供し、あるいはリスクマネージメントということで税務署職員による汚職などが発生しないようにするためのローテンションの仕組み・人材育成について日本の経験を踏まえながら、知見の共有をしている。

マルチでは、IMF・OECD に対して、資金と人材面で貢献している。まず、OECD に関しては、20 年以上にわたって GRP（グローバル・リレーションズ・プログラム）というプログラムを応援している。これは人を出し、税の専門家を出し、資金も出している。何かというと、OECD で決定されるような国際租税に関するいくつかのスタンダード、例えば OECD モデル租税条約とか移転価格ガイドラインについて、途上国の税務担当者が理解し、執行に移せるようセミナーを開催している。そのための人繰りや資金繰りを応援しているということが一つ。

2 点目、IMF だが、Tax Administration Diagnostic Assessment Tool (TADAT) というプログラムを支援している。税務執行に焦点を当てて、どこに強みがあって、どこに弱みがあるかを途上国共通の目線で診断し、評価を付ける。どこが強く、弱いのか見えてくるので、やらなくてはならない事が分かり、そ

のためにお金を出していける。

それから、新しく立ち上がった RMTF がある。これに対してもメジャーなドナーとして資金貢献している。RMTF の特徴は、メニュー方式になっていることだ。8 つほどのメニューがある。例えば改革戦略を作るというメニューが 1 つある。そして、改革戦略を実行に移すためのメニュー。また、歳入の部分の電子納税の部分強化し分かれたメニューから、途上国が自分達の状況や TADAT の結果を踏まえて選べるような方式になっている。こういったものに対して、資金を提供すること、運営以外のメンバーとして運営に物申すことをしている。

頂いたご要望・ご提案については、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが一生懸命やっている母子保健や女子教育が重要であることは間違いないと思う。他方で、税制支援、あるいは税の執行強化をやる時に特定の歳出分野と結びつけることは我々はやっていない。まさに税であげた歳入、あるいは、外からのドナーの資金、借入の歳入をどこにどう使うのかは、別の議論があって、途上国の 5 か年計画などに基づいて優先順位を付けていくと思う。日本にも特定財源の制度がある。例えば、ここであがった歳入を紐づけてやっていく制度もある。しかし、時代が変わっていくとなかなか臨機応変に変えづらい、既得権になってしまう問題もある。だからそのところは、切り離してまずはしっかりと効果的に汚職なく効率的に税金を取れるようにするといったことでガバナンスを構築し、いずれの分野に対しても、お金をきちんと充てられるよう体制作りを手伝う。

大野：

1 点だけ最後のポイントだか、多分その通りだと私も元々考えてはいた。このような質問を出した理由は、特に SDGs の前のアジスアベバの議論もそうだが、要は SDGs という巨大な目標が立ったところ、Means of Implementation の金がないので、どうするかということで、今回の税を始めとする DRM が脚光を浴びた。市民社会の世界もそうだが、教育分野をやっている市民社会は教育への資金の投入が必要である。例えば保健だと保健への資金投入が必要であるし、栄養だと栄養への資金投入が必要であると言っている。しかし、教育へ投入を増やしたから、栄養を減らして良いわけではない。市民社会から見て最も重要だと思われる基礎的な社会サービスへの資金の投入をどこでどのように増やすかが一番気になって質問した。途上国がどう税金を増やしてきちんと回すようにするために、途上国自身のアカウンタビリティやガバナンスの力を高めることは大前提としてある。そこに日本として、ドナーとして、どのような協力の仕方があるのか、といった点については方向性を見出すのが難しいと悩んでいる。途上国のオーナーシップや内政干渉に当たる部分も非常にあるし、ドナー側の下手な条件付けとなってしまう部分は懸念もある。しかし、これだけ SDGs 達成に資金がない中、どうやって資金を回すかという時に何らかの形としてドナーとして、単に税務執行の支援をするだけでなく、SDGs 達成に向けたプラスアルファの部分が必要ではないか。SDGs は誰一人として残さないことを掲げている。故にそういった部分にお金が回るように支援の形を作れないかというのが質問の主旨なので、今後どこかで留意して欲しいというのが提言の内容である。

田辺：

議題 3 を担当している柴田さんが急遽参加出来ず、大野さんに代理でご質問頂くことになった。

議題 3 : IDA 第 18 次増資会合のポイントと日本政府としての対応方針

大野 :

ワールドビジョン・ジャパンからの質問をセーブ・ザ・チルドレンの私から言わせて頂くことになった。質問はワールドビジョンからで、ご承知おき頂きたい。ご質問の内容はこちらに書かせて頂いた通り、昨年 4 回の IDA の第 18 次増資会合がなされたと聞いている。増資の金額も決まっていて、財務大臣のステートメントを資料として頂いているが、日本政府として具体的にどのような方針で取り組まれ、今回増資に向けた議論をなさって来たか、ポイントをまず教えて欲しいというのが第 1 点である。第 2 点に関しては、今回 IDA の増資の重点分野に、いわゆる紛争・暴力の脆弱性が挙げられている。いわゆる紛争・脆弱国に対して、融資などを実行する時に実行可能性が非常に問題になる。そちらに対してのご見解、今後どのように実施に移していくのかを教えて聞きたい。

MoF 土谷 :

今回の IDA 増資は今議題 2 でも挙げたように、SDGs が出来た後の初の増資で、もちろん世銀も力が入っていたが、ドナーあるいは途上国に対しても非常に大きなものとなったと思う。中身もそうだが、先ほどの議題 2 でも、どうやって SDGs を資金的に担保していくかの観点からすると、IDA は公的な資金投入としては恐らく最大のものだと思う。そこでしっかり実績を出していくことが非常に重要だと思う。

資料として世銀のプレスリリースがある。数字の話から先にすると、前回よりも 4 割増しの数字にできた。必ずしもドナーの財政状況が改善していない中、IDA は今回新たに市場からの資金調達を導入するなど、画期的な内容となっている。中身の方の話としては、ざっくり 6 つの重点分野に分かれている。脆弱国、もともと IDA 自身は特に貧しい所得国向けなので、さらにその中でも脆弱国に焦点を充てていくことで、そうした国への融資を倍増させる。これは日本も含めてだが、大方一致するところであった。

あとはプレスリリースにも出ているように、世銀グループの中では、IFC、MIGA という民間セクター向け機関もある。彼らがそういった FCS で活動しやすくなるように、今回、民間セクターウィンドーと言っているが、これは両機関が FCS 等で活動するに当たってのリスクを軽減するような形で資金を使用できるようにしている。新しく 25 億ドルぐらい割り当てており、倍増以外にも政府、FCS 重視のものとなっている。あとは COP 合意もあったので、気候変動、あるいはジェンダーの話などは幅広い支持というか、どの国も重視している。あと、特にヨーロッパ勢からは難民の話が昨年から盛んに提起されたので、難民の支援の特別枠を設けた。

日本としては、今申し上げたところは積極的に支持するところである。大臣の談話にもある通りだが、保健の世界、特にエボラでパンデミックの危険が露わになったし、そういった危機が起きた後の対応だけでなく、日本としても開発分野で非常に重視しているユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、基礎的な

医療体制の整備、これは特にアフリカに焦点が充てられる。世銀としても、日本とパートナーシップを組んで、UHC in Africa というものを、昨年 8 月の TICAD VI で公表している。それを資金的に裏付けするものとして IDA を考えていたので、IDA の優先分野にパンデミック、危機対応にとどまらず、予防も含めて幅広い取り組みを入れるべく、日本としては努力をしている。それだけだと保健の話のみになってしまうので、より広く、もともと日本として力を入れていた自然災害に対する防災や起きた時の対応等を総合的に捉えて、様々な意味でのリスクに対する強靱性を強化するとの柱を立てて主張してきた。あと、もちろん日本として、資金面で多めの負担というか、前回よりは少しシェアを増やして 10.3%の貢献をさせて頂く。

2 点目もおっしゃる通りだが、それは業務を行う世銀自身が自分たちの活動に関わる所として認識している。枠面も整えたが、実際には人的な態勢、それを支える組織としての予算、これが伴ってこないことにはビジネスモデルの転換には繋がらない。現在同時並行で世銀の中でもそういった議論はしている。我々は有力な株主であるので、当然、必要な手当てをしていく。ただ、口で言うには易しく、実行するには難しいと思っている。

田辺：

1 点だけ質問したいが、前回から導入された融資貢献に関して、円借款ということで、円建てで世銀に貸すことになる。世銀自体は主にドル建てで貸し付けるので、世銀にとっての為替リスクもあると思われるが、これが拡大することによって、そのようなリスクが発生する懸念はないか。

MoF 土谷：

実は融資だけではなくて、出資自体も自国通貨建てで行うので、基本的にはリスクは出資だろうが融資だろうが、為替リスクは変わらないと考えている。為替レートは、プレッジをするセッションが今回だったら 12 月だが、その少し前から半年くらいの平均をとって、そこで固定して、それ以降のリスクは世銀側が全体の大きな財布の中でとる。IDA の場合は 3 年に一度、定期的増資する機会があり潜在的には為替リスクをとっているが、また 3 年経てば増資という形で新しいお金が入ってくるので、総合的に対応されている。ただ、当然融資なので、日本の場合は 40 年の円借款。だが当然返済資金が必要となるのは、今までのオペレーションとは異なっている。しかも、今回は市場から資金を調達する。ドナーの融資貢献は譲許的な融資だが、債券を発行して市場から調達するので、格付けも今回トリプル A で、IDA としては初めて取得、財務管理がより複雑になるのはご指摘の通りだと考えている。

議題 4：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業（IDA、IBRD、MIGA、ADB）の「持続的開発モデル」としての課題について

東：

この案件も財務省 NGO 定期協議で何回も取り上げているが、ラオスのナムトゥン 2 水力発電事業として 5 つ質問をあげている。初めにお詫びだが、追加資料ということで、ナムトゥン 2 事業現地訪問の報告とドンサホンダムへのインベストメントフローという資料の 2 点、皆さんのお手元にお配りしていると思う。

当日の配布で恐縮だが、議論の中で説明させて頂く。今回、質問の数も多く、出来るだけ議論に時間を使いたいのので、私の方からお配りしている資料を読み上げることは割愛させて頂いて、財務省のご回答から議論を始めさせて頂きたいと思う。

MoF 牧野：

5つ質問を頂いていて、1点目の質問からお答えさせて頂く。アクションプランの進捗状況について、今年の1月から2月に行われた、世銀とADBの共同ミッション、年に1回のペースで開催されているものだが、そこでラオス政府をはじめとした関係者との間でアクションプランの進捗について協議したと聞いている。そのミッションの中で協議されたアクションプランは、RIP 移転実施期間の延長期間中に実施している支援活動も含んでいて、既に複数の活動、例えば農業や畜産事業などが実施されていると世銀・ADBから報告を受けている。今後だが、ラオス政府は、RIPの期間内、現行で2017年末までの期間だが、そこまでに住民支援に十分な成果をあげることを目標として引き続き取り組んでいくこととしていて、世銀、ADBもそれを前提に協議を行っている。他方、仮に2017年末までに十分な効果が認められなかった場合には、RIPを再延長することをラオス政府が判断した上で、世銀、ADBが承認して、延長するというプロセスを踏むことになる。その場合には当然ながら、延長した期間において世銀とADBが引き続きモニタリングと協議を継続することになる。日本政府としてもこういった対応は適切だと考えている。

2点目のセバンファイ川下流域の影響のご質問だが、環境社会配慮面での課題が存在している認識は、世銀・ADBも共有している。例えば、先ほどの2017年初のミッションでも、セバンファイ川下流域の環境社会影響評価を強化するよう提言している。具体的には、ラオス政府主導で、Adaptive Management Committeeの再稼働を求めたり、漁業への影響調査を継続するといった提言も含まれている。こういった提言をラオス政府が真摯に受け止めて実行に移すことを求めているところである。世銀・ADBは、今後も引き続きこういった、定期・不定期の協議を通じて、モニタリングを続ける方針であると認識している。ご質問のあった2つのレポートの公開については、世銀・ADBがNTPCに対して、公開に向けた手続きを進めるよう働きかけているので、我々としてもその姿勢を支持している。

3点目のご質問について、監査報告書を財務省は直接入手する立場にないが、世銀、ADBにこの度確認したところ、入手しているとのことだった。ちなみに、ご質問本体ではなく、背景説明の文書でご指摘されていた、財務省経由の回答と世銀からの回答の内容が異なっていたとの話について、念のため申しておく、夏の時点で、我々経由で世銀が回答した時にはまだ世銀は入手していなかったが、年末に、直接メコン・ウォッチさんが世銀とやりとりしたとこちらは認識しているが、その時点では入手が終わっていたため、世銀では入手しているとの回答があったのだと思う。単なる連絡時の時間のずれであると考えている。監査報告書の一般公開についてだが、一義的にはラオス政府が行うべきものであり、世銀、ADBが公開する立場にはないと認識している。他方、世銀、ADBはこれまでもお伝えしている通り、監査報告書を公開して透明性を高めることは重要だと認識の下で、ラオス政府にはそういった公開も含めた歳入歳出管理の透明性の向上を働きかけており、これについても我々は世銀、ADBの対応を支持する。

4 点目のドンサホン事業に関する質問であるが、一般論ではあるが、財務省としては、例えば G20 でいわゆる BEPS が議論されているように、過度のタックス・ヘイブン等がない、望ましい形に税制が整備される形が望ましいと考えている。視点を変えて、ラオスにおける水力発電事業は、ご存じの通り、地域社会への電力供給と政府の歳入確保といった観点から、ラオスの経済成長、貧困削減において、戦略的に非常に重要な位置付けであると認識している。こうした意見もあり、世銀はナムトゥン 2 の事業も含めて、ラオスの水力発電開発計画の策定など T/A も含めて支援している。そうした支援を通じて、パブリックセクターの事業とプライベートセクターの事業の両方において、技術的にも環境的にも社会的にもスタンダードを満たすためのガバナンス改善を後押ししている。こういった世銀なり ADB なりの支援を通じてラオスの水力発電セクター全般で開発効果が高まるのが大事だと考えている。

最後の質問の首相令に関して。個別の首相令の判断は、ラオス政府の個別の政策判断であるが、一般論としては環境社会配慮の確保は重要だと認識は世銀も ADB も我々も同じである。世銀、ADB はナムトゥン 2 事業を通して、引き続きガバナンス、セーフガードに関する政策提言を行っていく。その中でラオスの環境社会配慮が高い水準で守られることが重要であると考えている。

東：

それでは質問一つずつについてコメントと追加の質問をさせて頂きたいと思う。まず、1 点目の移転実施期間（RIP）の延長とアクションプランの策定について。1 点確認だが、世銀、ADB が 12 月にメコン・ウォッチのレターに回答したときは、まだアクションプランはファイナライズしている途中とのことだったが、これは一応ファイナライズされたとの理解で良いか。

MoF 牧野：

アクションプランについて今回確認したところ、引き続き更新作業を続けているとのことで、必ずしもファイナライズする位置付けにあるとの回答は得られなかった。いずれにせよ、今時点でのアクションプラン、テンタティブかファイナルかとの定義はともかくとして、支援は既に行われているのが現状である。

東：

これは基本的には公開はされないものなのか。

MoF 牧野：

公開の有無についてはご質問に入っていなかったもので未確認であるが、確認してみる。

東：

我々としては、このプロジェクトは環境社会配慮をしっかりと行っていくとのことで、日本政府としても、世銀、ADB の支援に賛成をして始まったプロジェクトであった。その中でどのような環境社会配慮が行われていて、それに対してどういう成果が出ているかは、市民社会含めて透明性を確保して行く必要が

ある。このアクションプランについても更新途中であれ、ファイナライズされたものであれ、どういう事をやっているのかはきちんと公開していく必要があると考えている。それから、同時に今も実施しているとのことだったが、今年 1 月と先月、メコン・ウォッチも現場に行ってきた。非常に限られた期間であったので、量的な調査は出来なかった（が、現場の状況を確認した）。例えば、灌漑設備の修築や細かいトレーニングが継続されていることは確認できたが、それが全ての住民に行き渡っているわけではないし、特に貧富の格差が拡大していることは、本日お配りしたレポートでも報告している。その中でこの延長の効果は私たちが行った時点では確認できなかったし、そもそも、2 年間の延長の中で、未だにアクションプランを更新されながらやっている状況である。我々としては（延長された RIP が）1 年を切った中で、今まで 10 年以上やって来て難しかったのだから、持続的な生計回復は、すぐには難しいと考えている。そのような意味で RIP の再延長があるかは、世銀、ADB、日本政府としてもきちんと注視して頂きたい。

木口：

特に、元々のプロジェクトの背景があるもので、私どもは上手くいっていないと何度も申し上げている。別のお話が世銀、ADB の方から出ているが、それを確認する為の資料も公開されていないため、これでは議論が平行線になってしまう。世銀自身が行っている第三者の評価でも問題があると何度も出ている。その点に関しては ADB、世銀の方に強く申入れさせて頂ければと考えている。

東：

2 点目の下流の影響についてだが、レポートの公開について、世銀、ADB が企業に公開を働きかけていることは非常に評価できる事であり、私たちとしてもその結果を確認したい。一方でナカイ高原の移転地の（生計回復）プログラムは、2017 年末まで 2 年間延長されたが、この下流のプログラムは 2015 年の末に終わったとのことで、実際にモニタリングや調査をする主体はラオス政府になっていると思う。そういった中で、昨年度出された外部専門家パネルの報告書の中でも下流の話は全く書かれておらず、私たちの懸念としては、下流のモニタリングは、世銀、ADB としての関心も下がっているのではないかと懸念を持っている。一方で現地に行ってみると漁業影響がかなり甚大に出ていることが続いている、それから下流プログラムで生計回復のために行われた村落基金でも債務を負った影響住民の方が数多くいて、さらに彼らが、郡当局に債務を返済していないことで拘束されることも起きていた。世銀、ADB にこの件について、ラオス政府をきちんと監視して欲しい。また、ラオス政府に事業調査や Adaptive Management Committee の再稼働を提言しているとのことだったが、その結果がどうなったか。これは恐らくラオス政府から我々に情報は出てこないと思う。これを世銀、ADB がどのように確認してそれを評価するのか順次公開して頂きたい。

MoF 牧野：

ご指摘の点だが、確かに下流域は対象ではないこととなっているが、当時のミッションで世銀、ADB も課題の一つとして認識して、提言を出しているとのことなので、それをしっかりモニターすることが大事だと考えている。引き続き、どれだけの情報が取れるか分からないが、世銀、ADB に状況を聞くことを継続したいと思う。

木口：

ちなみにレポートの公開の見込みについては何か情報をお持ちか。

MoF 牧野：

いつ公開するかとの話は出てきていないようである。

東：

これまでのやり取りの中で懸念しているのが、世銀、ADB が企業に働きかけているとってそのままということが過去のやり取りの中であったので、そこはきちんとやって頂きたいと思うし、私たちとしても働きかけていきたいと考えている。

それから 3 点目だが、監査報告書については、単にタイムラグがあったとのことだが、昨年 6 月、7 月の時点で、少なくとも監査報告書、2013、14 年度と 14、15 年度のものを世銀、ADB は確認していなかったということは、タイムリーにモニタリングするスキームがうまく機能していなかったのではないかと考えている。公開についてはラオス政府が公開するものだが、プロジェクトは、水力発電による歳入が貧困削減分野の財源に回されることを前提としてスタートしたものである。監査報告書自体はラオス政府の責任で公開することができないとしても、支援してきた世銀、ADB としては、この事業の歳入が貧困削減分野に使われたことをどのように確認して、どういう根拠に基づいて評価しているかをきちんと外部に公表すべきだと思う。監査報告書そのものが出ないのであれば、世銀、ADB として貧困削減への貢献を具体的なデータに基づいて示して欲しいと考えている。

MoF 牧野：

監査報告書の公開については我々も全く同じ考えである。モニタリングのスキームの点だが、これまでの世銀の、ラオス政府の実施状況のモニタリングについては共有させて頂いている通り。2014 年にラオス政府が導入した財政管理システムによって歳入歳出は管理されてきている。世銀は、直近では、13/14 年度と 14/15 年度の監査報告書の入手は去年後半だが、それ以前もラオス政府とのやり取りの中で、財政管理システムの情報を用いて、情報を共有しながらモニタリングを実施してきていると認識している。監査報告書の最新版の入手がされていないからといってその期間はモニタリングをしていないというわけではない。引き続きそういった形で、世銀、ADB がモニタリングを続けていくこと、同じく監査報告書の公開も求めていくことが大事だと考えている。我々もそれを世銀、ADB に言っていく。

東：

例えば、我々のような外部の人間が、このプロジェクトの歳入が貧困、教育や保健の分野に使われている事を確認しようとしたら現時点でアクセスできるものは存在しているのか。

MoF 牧野：

一般にアクセスできるものが現状ないのが、透明性の観点から問題であり、そこは世銀も認識している。

今の時点ではそこは難しいと言わざるを得ない。

東：

貧困削減モデルとしても始まったプロジェクトの評価として、情報公開できるかできないかも含めて、そのプロジェクトのモデルがどういう課題があったのか、成果があったのかをレビューしていく時期だと考えている。

木口：

4 点目だが、あとからお配りした資料は、参考までに付け加えているもので、インベストメント・プログラムというタイトル。ドンサホンダムという新しいダムについてのものである。これは、周辺国の反対を押し切ってラオス政府が進めているものだ。また実施会社がどのように管理されているか、どのような方針の下に動かされるか、歳入がラオス政府にきちんと入るのか入らないかを私どもで確認できていないうえでの一般論だが、タックス・ヘイブンにある株式を持っている会社に配当として収入を吸い上げるスキームである可能性として想定されるため、非常に懸念しているし、当初のスキームが非常に沢山、不要にタックス・ヘイブンを活用しているように見える。この点はマレーシア側の税の問題になるのだろうが、この様な形でラオスのような国に投資が行われると、あくまでも一般論だが、マネーロンダリングも可能なスキームになることも併せて懸念されていることを、追加でお伝えしておく。

東：

本日の議題 2 で議論されたことと、この質問は関連すると思うが、今プラットフォームが作られて途上国の税制改革が行われるとのことで、この動きは注視していきたいと思う。ナムトゥン 2 プロジェクトがモデルとして提案した前提は、そういった形で法人が事業を行ったときの税が、国家に入り貧困削減に繋がるものとしていて、その目標のために色々な支援が行われている。現時点で実際には、木口から説明があったドンサホンダムの事例のように課税逃れをしてプロジェクトが動いている。ナムトゥン 2 事業が提案したような、水力発電をすれば税金が入ってきて、ラオスが潤うとのモデルが現時点ではかなり絵に描いた餅になっていると思う。一方で、もう一度思い出しておきたいのが、ナムトゥン 2 ができたことで、ラオスの水力発電セクターの加速に繋がった。実際には（事業が示した）モデルは動かずに（次々と作られたダムが）環境影響を引き起こしている。ラオスの水力発電による貧困削減はモデルとしては波及していない現状があることをお伝えしたい。

最後の質問だが、前回は参考資料としてお配りしたが、このナムトゥン 2 事業を準備として、ADB の支援によって作られた「移転と補償に関する首相令」、これ自体は慣習的な土地の利用権を尊重していたり、女性や少数民族への配慮が謳われている点で評価できるものだった。ADB も、それが ADB の支援の成果であり、これがナムトゥン 2 と関係してラオスの環境社会配慮政策の向上に繋がってきたと言ってきた。ただ、今議論になっているのは、昨年世銀、ADB からメコン・ウォッチに来た回答では、首相令が失効しても、それとは関係なくナムトゥン 2 の基準は維持できるというものだった。我々の論点はそこではない。もちろんナムトゥン 2 の（環境社会は虞）基準が落ちないことも当然だが、ナムトゥン 2 に世銀、ADB が関わることで、ラオスの環境社会配慮規準が向上することが、日本政府が（両行の同事

業への) 支援に賛成した理由であったと思う。そういった中でプロジェクトが動いて 11 年経って、政策が改悪される事態が起きている。これはもちろん一義的にはラオス政府が自国の法制度を改訂したということだが、これについて、世銀、ADB としてもナムトゥン 2 に関する支援がどのような効果があったかはきちんとレビューして頂きたい。同時に、土地法や移転政策のガイドラインについて、ラオス政府は改訂作業を行っているところであるが、これ以上ガバナンスを悪化させないために、市民社会と政府の対話が重要だ。しかしご存知のようにラオスは非常に市民スペースが限られている。そういうところで、世銀、ADB のような国際機関がきちんと市民の声を政府に繋げるような役割を果たして頂きたいと考えている。

MoF 牧野 :

全くおっしゃる通りで同意だが、付け加えるとすれば、世銀、ADB も言うように、当然ナムトゥン 2 の中のセーフガードは、それは守られていくべきである。それに加えて、世銀も、ADB もナムトゥン 2 以外の支援活動も行っているので、その中でラオス政府に国際機関のスタンダードを学んで行ってもらう。そのような意味で、ADB、世銀はラオス支援に引き続き関与していく必要があるのだと考えている。引き続きそういったラオス政府の全体の制度の話も含めて支援がされていくように我々としてもしっかり見ていきたいと思う。

議題 5 : 国際協力銀行 (JBIC) 及び国際協力機構 (JICA) の石炭火力発電に関する方針とダリパリ及びタンダ石炭火力発電事業 (インド) への検討状況について

田辺 :

何度もこの協議会で議論している石炭火力発電の支援の件だが、いくつか動きがあったのでそれを踏まえて質問を出させて頂く。まず質問 1 だが、先月施行が開始された OECD の石炭火力セクター了解。これは一義的には、公的輸出信用が対象となる。JBIC のスキームだと輸出金融を対象としたものである。他方で、今日添付した国際開発協力ジャーナルによれば、JICA もこれに従うことを表明されているので、まず事実関係についてお聞きしたい。

2 点目だが、仮に JICA が従うことになると、JBIC の輸出金融、それから JICA の円借款がこういった方針の中で JBIC の投資金融等だけ、この流れに従わないと。何でもありとなってしまうと、やはり一貫性として問題があるのではないかと思う。以前議論した点ではあるが、この状況の中で改めてお聞きしたい。

具体的なプロジェクトの話になるが、現在 JBIC が検討中のインドのダリパリ石炭火力発電所とタンダ石炭火力発電所。いずれもインドの NTPC への融資を検討されているが、何度もこの環境社会配慮について JBIC と議論させて頂いている。12 月に JBIC の担当者とは会合を持った際、実質的に融資検討を停止していること、環境社会配慮について色々質問させて頂いたが、それは確認できないとのことがあった。このような状況は現在も変わりがないか。事実関係を確認したい。

4点目だが、仮にそういった環境レビューができないという状況に陥った案件であれば、融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了した案件から、速やかに削除する必要があるのではないかと考えるが、いかがか。

5点目は、インドの案件に限らず、すでに頓挫している他の案件もJBICの検討中の案件として公開されている。例えば、東芝の南テキサス原発プロジェクトは、すでに東芝はやらないことを表明しているが、今日付けではまだJBICには載っている状況である。入口は速やかに検討開始したら載せることになっている。通常、EIAを入手した段階でJBICはウェブサイトに乗せるが、出口が明示的には何も決まっていないので、動いていないような案件が長々と載っている状況がある。JBICにとっても、レピュテーションのリスクがあるし、我々にとっても状況が判断できないため、是非ルール化をして頂きたい。一定の期間が経った案件については、機械的に削除するようなことであれば、融資先にも恣意的な削除と誤解されないようになる。一定の期間で環境レビューができないものについては削除して頂きたい。

MoF 高間 :

1点目のご質問について、2015年11月に合意したOECDの石炭火力に関するセクター了解は輸出金融を対象としたものであり、円借款は対象外という点についてはご理解頂いている通りである。添付資料のJICAの発言部分については、JICAより、報道内容は事実ではないと聞いている。2点目のご質問について、先ほどの繰り返しになってしまうが、JICAより、添付資料の報道内容については事実ではないと聞いている。

MoF 奥田 :

まず質問3のダリパリとタンダの件について、ご指摘の通り現在も融資の交渉に進展は見られず、環境レビューについてもほぼ進んでいない状況である。しかし融資の検討を完全に取りやめた状況にはない。4と5に関しては、関連しているのでまとめてお答えしたい。JBICの環境レビューのアカウンタビリティや透明性を確保するために、カテゴリ分類終了後、融資の検討をしている案件についてはホームページに掲載をしている。ホームページへの案件の掲載は、案件が完全に消滅し融資の検討を取りやめた場合には取りやめることとしている。それ以外の案件については、まだ融資の検討は取りやめていない状況であることから、削除は不要だと理解している。本件についてだが、先ほどご指摘頂いた通り融資の検討の交渉は今のところ進展は見られないものの、融資の検討を取りやめたと言える状態ではないことから、現時点でウェブサイト上からの削除は不要と理解している。

田辺 :

JICAの件が事実ではないとのことだが、なぜこのような表現が出てしまったのか。担当者に連絡を取り、なぜこのような事実でないことが出されたかを明らかにすべきである。またこれが出た後に、その後、国際協力ジャーナルに何か確認なり、抗議なりをされたのか。

それからインドの件だが、論点は環境社会配慮のレビュー、環境レビューができない点について、我々もJBICに現状の環境社会配慮に関して質問したが、事業者には質問できない状況にあるとのこと、何ら

回答が得られていない。おそらく JBIC 自身も確認できていない状況がずっと続いてきて、2 年ぐらい続いていると理解している。私の理解では JBIC がこれまで融資を蹴った事実は無いと考えている。融資事業者が取り下げる表明をしない限り載せ続けていると、JBIC の評判リスクもあるし、アカウンタビリティを考えたときに説明責任を果たせてないと思うのでご検討頂きたい。

MoF 高間 :

1 点目の質問について、JICA より、このような発言はしていないと聞いている。また、本件について、JICA と国際開発ジャーナル間で事後にどういうやり取りがなされたかは存じていない。

MoF 奥田 :

ホームページ掲載の件についてだが、本件は、ご指摘の通り進展がみられない状況に変わりはない。ただ、事業者が完全に「この融資はやめた」と言っている状況にあるとは聞いていない。そのため、今後融資の交渉がまた再び走り出したとき、環境レビューの調査も再びまた走り出すことから、このような状況下にある案件についてホームページへの掲載を消してしまうことはミスリーディングなことになってしまう。そのため、本件については現状掲載が望ましいと考えている。

議題 6 : インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業の既存の問題解決と拡張計画に係る JBIC の環境社会配慮確認について

鈴木 :

こちらの案件もかなり何度も話をさせて頂いているが、状況が少し変わってきている。それを踏まえて見解をお伺いさせて頂きたい。質問に関しては記載されている通りなので、こちらから繰り返すことは避ける。追加したい点としては、質問 1 の実効性のある対策について、やはり現地で確認をしても、かなり問題がある状況には変わらない。その点に関しては、JBIC にも、当方、波多江さんが現地で視察してきたもの、もしくは住民からの声を拾ったものを報告させて頂いているので共有している。だが、それに対して対応されていない状況である。生計回復計画が頓挫している状況だ。

質問 2 に関しては、違法性、こちらの裁判が進んでいる。環境許認可の無効を求めている訴えであり、そもそも根本的にこのプロジェクト自体このまま進めて良いのか。本当に根本的な問題に関わって来る。現行公判中でまだ結果がすぐに出るものではないし、住民の方たちは仮にこの 1 回目の裁判で負けたとしても、さらにずっと続けていくと強い意志を持っている。そういったことを踏まえると、この裁判が予定通り進んだとしてもまたその次があることをちょっと念頭に入れた上で考えて頂きたいと思っている。

3 点目の質問、こちらに関しては、かなり大きく報道も出ている状況なのでお耳に入っていると思うが、田辺さんからお話があったように、石炭火力規制が世界的な動きとしてかなり顕著になって来ている。フランスの銀行からの石炭投融資を止めようということでフランスでの動きに加え、他の国、ヨーロッパの市民社会からもプレッシャーをかけている状況である。このような中で日本の孤立化がさらに際立

っている状況。今後パリ協定を踏まえても、これはかなり深刻に考えて頂いた方が良いのではないかと、今回また質問の方にあげさせて頂いた。

MoF 奥田：

では1から3を続けて回答したい。まず質問1について、JBICは融資決定の前の段階で現地実査を含む適切な環境社会配慮確認がなされているかを確認した上で融資決定をしたものと認識している。融資決定後のモニタリングについてだが、NGOの方々から頂いた意見等も踏まえた上でJBICは事業者への追加確認、現地実査を行なっている。特に今ご指摘のあった生計手段については、事業者が現地の自治体や大学の研究機関と共に漁業、塩田、農業などの周辺の生計手段への影響にかかる事実の確認と事業との関連性について科学的観点から調査を実施しており、調査結果の確認を行っている。

このように、JBICは融資決定後もモニタリングにより適切な環境社会配慮を行っていると認識している。1号機事業については、異議申立てが昨年11月に出されているところ、現在JBIC環境ガイドライン担当審査役が調査を実施しているものと承知している。第三者の目線で審査役からガイドライン適合性について、適切な判断がされていくものと理解している。以上が1号機になるが、次に拡張事業となる2号機について申し上げる。2号機については、1号機に関する調査結果も踏まえ、JBICにおいて情報公開、住民参加による環境影響調査、生計手段への影響緩和策などの環境社会配慮確認を行なっていると承知しており、JBICの定めるガイドラインに則り、適切な環境社会配慮の確認が行われていくべきものと理解している。

次に質問2、訴訟との関係について申し上げる。ご指摘にあった環境許認可の無効の確認訴訟が進行中であることは財務省としても認識している。この環境許認可は、環境面において事業の根幹を成すものである。本件事業への融資は訴訟の確定を必ずしも前提とするものではないと考えているが、訴訟で挙げられている諸点を踏まえてJBICがガイドラインに則った判断を適切に行っていく必要があると理解している。

最後に質問の3点目だが、2015年11月にOECDで決められた石炭火力セクター了解に基づき、対象国や発電所の規模や対応される技術に応じて、引き続き石炭火力の支援が可能と合意されている。エネルギー需要が急激に高まっている途上国や新興国において、供給が安定し、経済的な面でもメリットがある石炭火力が重要な電源であることも踏まえ、こうした諸国において石炭火力の高効率化を促進し、CO2削減を着実に進めることが実効的な気候変動対策であると考えている。従って、本件が石炭火力発電事業であるということのみをもって融資を行うべきではないとは考えていない。しかしながら、今まで色々ご指摘頂いている本件事業の持つ環境社会に対する影響を慎重に検討していくべきと考えている。本日頂いたご意見を踏まえて、JBICにおいてガイドラインに則った適切な判断をしていくべきものと理解している。

鈴木：

今のお話だと、質問1の部分、生計回復手段。もちろんJBICが色々進めて頂いていることは伺ってい

るが、問題が解決される、もしくはきちんとした生計回復が出ないまでも、少なくとも生計回復手段が出るまでは融資の決定をすべきではないと我々は考えている。その点については財務省として JBIC ガイドラインに準じた対応をしているので、別に融資を保留すべきではないとお考えか。

MoF 奥田:

現在、JBIC で確認作業を進められている。ガイドライン上、生計手段の確保が掲げられているので、そのようなガイドライン上の生計回復に対する配慮を欠いた状態での融資を行なうことはあってはならない。ガイドライン上問題がないような形で生計回復に対する配慮がなされない限り融資を行なうべきではないと考えている。

鈴木:

ガイドラインに準じたとの点だが、生計回復の計画書が公開されない状態である。今、我々としても公開して頂けるよう、何とかならないかとお話を進めているが、現地で公開されなければ JBIC としても公開しないとのスタンスを変えていない。この生計手段の回復が、きちんと進められていると JBIC がいくらおっしゃっても、現地の住民から上がって来るものとかかなり乖離がある。それを我々の方でどう確認していけば良いか。文書の公開に関しては他の案件でも指摘している点と重複してしまうが、この点についても財務省からももう少し、状況をきちんと把握できるような方向で進めて頂きたいと思うので、そこはお力添え頂きたい。

MoF 奥田:

情報の公開は大変重要な点であると我々も認識している。ガイドラインに則った形での情報公開は当然 JBIC が行うべきと考えている。それに加えて NGO の方々との対話の機会等でフィードバックできる情報があれば積極的にこちらとしても情報提供していきたいと考えている。

鈴木:

裁判が確定するのを待つ必要がない、融資の決定に関してはそれを待たなくても良いとした場合、根本的な問題が訴訟としてあがっている状態で融資を確定してしまうことになる。住民の訴訟がきちんと終わってないにも関わらず融資を決定したというのは、あまり見栄えが良くない。JBIC もしくは日本としての信頼性に関わってくる問題だと考えているが、その点財務省はどのようにお考えか。

MoF 奥田:

今提起されている訴訟は、環境許認可の有効性が問題となっているものであり、かなり重要な訴訟であると認識している。今回 NGO の方々から指摘された事項についてはしっかりと確認をしていくべきである。訴訟の確定を要するかどうかは難しいところではあるが、少なくとも訴訟の中で問題とされているものについてはしっかりと確認をしていくべきであると考えている。

鈴木:

是非、財務省からも確認をして頂きたい。これは本当に住民の側からすると、やはり生計もかかっている

るし、自分たちの土地を守ることを訴訟で強く訴えていくと、ずっと強い気持ちでやっている。例え融資が先に決まるようなことがあったとすれば、何かあった場合、その時に負うリスクをきちんと考えて頂きたい。